



子育てファミリー支援事業



助成対象施設を拡大しました！！

【対象者】○以下のすべての要件に該当する方

- (1) 潟上市に住民登録していること
- (2) 平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれ、
その子を含む3人以上の子どもを養育していること
- (3) 就学前の子を養育していること

【事業内容】 一時預かり事業の保育料を助成します。

【助成額】 各年度、1世帯につき15,000円

【対象施設】

- 天王こども園 (TEL：018-853-8277)
- 昭和こども園 (TEL：018-838-0140)
- 出戸こども園 (TEL：018-878-4420)
- てんぷす (TEL：018-877-2888)
- 追分幼稚園附属追分ベビー園 (TEL：018-873-2611)

※一時預かりの受け入れ等については各園へ直接お問い合わせください。

【申請方法等】

- 一時預かり保育料を支払った後、必要書類を子育て応援課へ提出してください。
助成が決定した場合は、交付決定通知書を送付します。
- 必要書類：潟上市子育てファミリー支援事業助成金交付申請書
通帳のコピーなど振り込み先が確認できるもの
一時預かり領収書の写し
- 申請期限：令和6年度利用分については令和7年4月30日（水）



【問い合わせ先】

潟上市役所 福祉保健部 子育て応援課：018-853-5362（直通）